

【自治体編】 難病小慢DBに関する周知

2024年2月
厚生労働省 健康・生活衛生局 難病対策課

1. 2次開発リリースのお知らせ	3
2. ユーザのID・パスワード申請について	4
3. 指定医のID・パスワード 申請方法による申請様式の違い	5
4. 臨個票の新様式の利用開始	6
5. 「登録者証」の発行事業開始	7
6. 自治体向け医療機関一括更新機能追加のお知らせと医療機関コード変更時の運用	8
7. 指定医の兼務先医療機関 登録申請機能の追加のお知らせ（情報共有）	9
8. お問い合わせ窓口	10

1. 2次開発リリースのお知らせ

2次開発リリースについてお知らせ致します。

(1) リリース日

令和6年4月1日（月）

(2) リリース機能概要

【小慢】	利用者	主なリリース機能
	医療機関	・ 指定医の兼務先医療機関への登録申請・承認機能
	自治体	・ 医療機関コード変更に伴うアカウント一括更新機能
	システム運営主体	・ 研究利用データの抽出機能 ・ マスタ管理
	共通	・ 履歴照会・回答システム連携機能
【難病】	利用者	主なリリース機能
	医療機関	・ 臨個票作成・検索、前回値踏襲 ・ 機械判定（入力データの整合性チェック、重症度基準に該当する項目の自動入力、一次判定など） ・ 院内システムからの臨個票データ一括取込 ・ 指定医の兼務先医療機関への登録申請・承認機能
	自治体	・ 臨個票修正（データ修正、行政記載欄・審査結果入力など） ・ 認定事務システムからの認定結果データ一括取込 ・ 医療機関コード変更に伴うアカウント一括更新機能
	システム運営主体	・ 外部委託事業者が作成した臨個票データ一括取込 ・ マスタ管理 ・ 研究利用データの抽出
	共通	・ 履歴照会・回答システム連携

※リリースに伴い、難病のメニュー画面が大幅に変更となります。詳細は利用マニュアルをご参照下さい。

2. ユーザのID・パスワード申請について

ユーザIDの申請について次の通り、ご案内いたします。

(1) 指定医のID・パスワード申請受付

- 指定医/医療機関からのID・パスワード申請が2次開発リリースに向けて増えると思われますが、引き続きご対応をお願い致します。
- 媒体が届くまでおよそ1週間程かかると思われますが、申請状況によりそれ以上に時間を要する可能性があります。
- **12月周知資料でお知らせした通り、「医療機関ユーザデータファイル」の一括登録機能について、次の通り仕様が変更となりました。（12月資料抜粋）**

「医療機関ユーザデータファイル」の一括登録機能について、自治体職員が難病アカウントでログインしている場合は難病指定医のみ、小慢アカウントでログインしている場合は小慢指定医のみを一括登録する仕様となりました。

医療機関ユーザデータファイルに難病と小慢の指定医が混ざっている場合、難病アカウントで一括登録すると、小慢指定医のデータは取り込みません（画面上にエラーが出力されます）。一括登録を行う前に医療機関ユーザデータファイルを難病と小慢に分ける等、運用をご検討下さい。

(2) 指定医の申請方法と申請様式

指定医の申請方法により申請する様式が異なります。

詳細は「3. 指定医のID・パスワード 申請方法による申請様式の違い」をご参照下さい。

(3) 自治体職員のユーザ登録

- 自治体職員管理者権限ユーザの申請がお済みでない場合、お早めに厚労省へ申請を行って下さい。
- 自治体職員管理者権限ユーザは難病と小慢別に申請し、管理者が一般ユーザのアカウントを作成して下さい。

3. 指定医のID・パスワード 申請方法による申請様式の違い

次期DB利用申請…申請方法による申請様式の違い

申請方法により、用意していただく様式が異なります。

(1)医療機関単位で申請する場合は(h)の様式を提出して下さい。(g)DB利用（指定医ID発行）申請書は不要です。

(2)指定医に関する申請（f）と同時に次期DB利用申請する場合は、個人で申請していただくことになります。

その場合は(g)DB利用（指定医ID発行）申請書、(h)医療機関ユーザデータファイルが必要となります。

※(h)については①②どちらを提出するか、自治体により異なります。各自治体にご確認下さい。

表.申請と様式

次期DB利用申請のタイミング		医師が自治体へ申請する様式			自治体が医師へ交付する様式	
		(a)指定医に関する様式	(b)難病DBに関する様式		(c)指定医に関する様式	(d)難病DBに関する様式
(e)	DB利用申請のみ (指定済指定医)	----	----	(h) ①医療機関ユーザデータファイル.xlsx ②医療機関ユーザデータファイル.csv	----	ID・PW発行通知書
(f)	指定内容の変更時 (指定済指定医)	変更申請届	(g) DB利用（指定医ID 発行）申請書		----	
	指定医指定申請時 (指定されていない医師)	指定申請書			指定通知書	
	指定医更新申請時 (指定済指定医)	更新申請書			更新通知書	

4. 臨個票の新様式の利用開始

臨個票の新様式の利用開始スケジュールと旧様式の扱いについて以下に示します。

(1)新様式の施行日

令和6年 4月1日改訂版 ※

オンライン登録：2次開発リリース以降

※ 改訂版については、厚労省のホームページにて公開予定です。

(2)旧様式の扱いについて

旧様式の経過措置期間は概ね1年程度の予定です。

経過措置期間に旧様式を使用する場合は、医療機関にて現行通り臨個票・意見書を作成し、患者より紙で自治体に提出していただきます。自治体にて認定審査を行い、その後次期DBからファイルアップロードにより提出する流れとなります。

5. 「登録者証」の発行事業開始

「登録者証」発行事業開始と難病・小慢DBの対応について

令和6年4月1日に「登録者証」発行事業が開始となります。

それに伴い、患者が医療費助成を申請せず登録者証の発行のみを希望する場合においても、難病・小慢DBにて臨個票・意見書を登録してください。

医療費助成を申請した場合と同様にアクセスキーを登録していただきますが、認定結果の登録方法が通常と異なる入力ルールになります。

詳細は「別添_登録者証発行のみを目的とする申請の認定結果登録方法について」をご参照下さい。

医療機関コード変更時の対応

医療機関の開設者交代や所在地の移転などにより医療機関コードが変更となった場合、難病・小慢DBに新しい医療機関情報が登録されます。その際、変更前の医療機関を「主たる勤務先の医療機関」として登録している指定医のアカウントを新医療機関へ変更する必要があります。

自治体は医療機関コードの変更があった場合、対象アカウントの医療機関情報の切替をお願いします。新たに「医療機関一括更新機能」をリリースしますので、この機能を用いて作業を行ってください。詳細は利用マニュアルをご参照下さい。

(1)医療機関一括更新機能 リリース日

令和6年4月1日

(2)一括切替対象者（対象アカウント）

変更前の医療機関を「主たる勤務先の医療機関」としている指定医アカウント及び、指定医ではない責任者アカウント

(3)運用

- ①新しい医療機関が登録された更新版の医療機関マスタを厚生労働省内で入手し、運用事業者がシステムに反映します。
- ②自治体は医療機関一括更新機能を用いて指定医等の医療機関を新しい医療機関に切り替えて下さい。
- ③指定医（責任者）はクラーク等のアカウントを新しい医療機関に登録します。

(4)運用上の注意点

- ①医療機関マスタは月次メンテナンスのタイミングで更新されます。
- ②医療機関一括更新後に指定医及び責任者がシステムにログインするタイミングで新しい医療機関に切り替わります。
自治体は必要に応じて、一括更新を行うタイミングについて医療機関とご相談下さい。

7. 指定医の兼務先医療機関 登録申請機能の追加のお知らせ（情報共有）

指定医の兼務先医療機関登録申請機能の追加

(1)概要

指定医が兼務先の医療機関でシステムを利用する場合、兼務先の医療機関に対してシステム上で登録申請を行い、兼務先医療機関の責任者が承認することで、（兼務先医療機関の指定医として）システム利用が可能となります。

(2)リリース日

令和6年4月1日

(3)自治体の業務

自治体での業務は発生しません。

8. お問い合わせ窓口

不明点がありましたらマニュアルをご確認いただき、解決しない場合はお問い合わせ窓口にご連絡下さい。

難病・小慢データベース利用者お問い合わせ窓口

電話：[REDACTED] 受付時間は、厚生労働省開庁日の午前 9 時から、午後 5 時まで)

メール：[REDACTED]

【メールでのお問い合わせ時のお願い事項】

- メールでのお問い合わせ時は下記の情報をお問い合わせ内容と併せてご提供をお願いいたします。
(お問い合わせ者の所属する公共団体名、公共団体コード、医療機関名、医療機関コード)
- メールでのお問い合わせ時は、セキュリティの観点から、メールにファイルを添付しないでください。

最新のマニュアルやツール類は、ダウンロードサイトから入手して下さい。

難病・小慢DBダウンロードサイト

URL: [REDACTED]